

【海外拠点】 山口銀行釜山支店、山口銀行青島支店、山口銀行大連支店、山口銀行香港駐在員事務所
【現地駐在】 TMB 銀行(タイ・バンコク)、日本政策金融公庫バンコク駐在員事務所(タイ・バンコク)
HD 銀行(ベトナム・ホーチミン)、AGS JOINT STOCK COMPANY (ベトナム・ホーチミン)

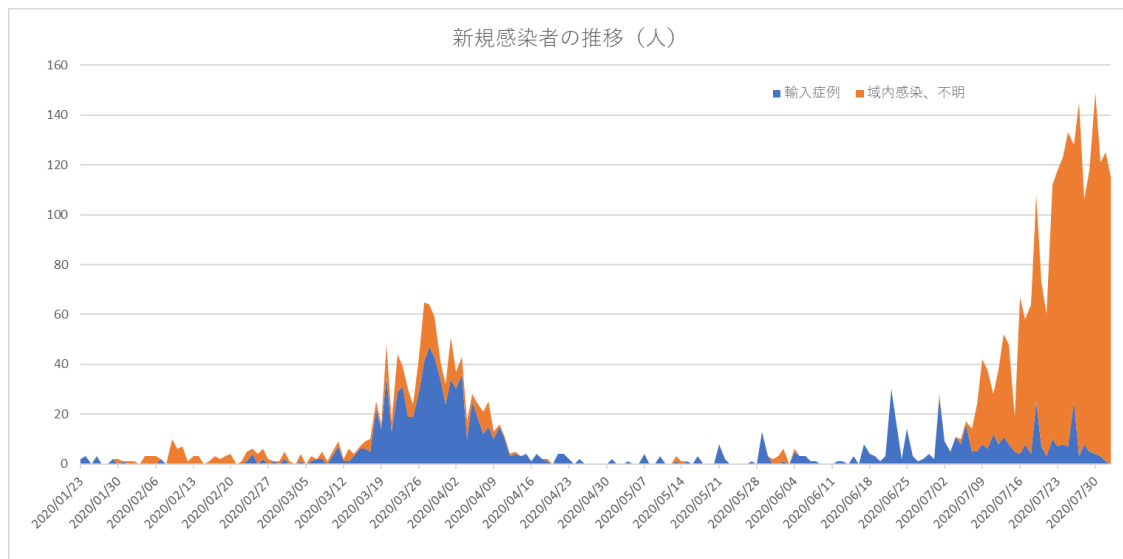


【香港駐在員事務所】

香港の現状について（2020 年 8 月 2 日現在）

1. はじめに

8 月 2 日現在、香港の新型コロナウイルスの状況は、累計感染者数 3,512 人、退院者数 1,959 人、治療中 1,517 人、死亡者数 36 人となり、一度は収束に向かうかと思われた状況から一転し、7 月に入り域内感染者が急増する事態となっています。



（出所：香港衛生防護センター「Latest situation of COVID-19」を基に筆者作成）

香港では、2 月に域内感染症例（第 1 波）、3 月中旬から 4 月中旬にかけ輸入症例＋域内感染症例（第 2 波）を経験しました。第 2 波は英国などからの海外留学生の帰港が引き金になったとみられています。ただ、第 2 波までは香港政府による速やかな防疫措置が効を奏し、前回の本レポート掲載時の 5 月 8 日時点では、累計感染者数 1,045 人に対し、960 人が退院済みで治療中は 81 人、死亡者数 4 人となり、輸入症例を除く域内感染者が 2 週間以上ゼロの日が続くなど、このまま収束するのではと思われました。実際のところ、香港政府も感染状況が安定しつつあるとして、防疫措置の一部緩和を進めていたことは前回レポートのとおりです。

今回の第3波は、7月上旬から始まりました。域内感染症例が大半であること、及びこれまでの推移と比較して圧倒的に感染拡大スピードが速いことが特徴です。6月末の累計感染者数は1,206人でしたので、直近の約1ヶ月だけで2,306人も新たに感染した計算になります。一部では航空や船舶事業関係者の入境時に検疫を免れるケースがあったことが、第3波の発生要因ではないかと言われています。

2. 防疫措置の再強化

香港政府は7月13日の夜に緊急記者会見を開き、7月に入り域内感染が急増していることに厳しい見方を示しつつ、防疫措置の再強化を発表しました。7日間または14日間の期限設定となっていますが、現状は各期限が繰り返し延長されている状況です。

以下が現時点において実施されている主な内容です。いずれも違反した場合、罰則を課されます。

- (1) レストラン・飲食店（現状期限 8/11、期限延長の可能性あり）
 - ・収容人数は通常座席数の50%まで
 - ・1卓利用人数を2人まで
 - ・午後6時から翌朝5時までは店内飲食を禁止（持ち帰りは可能）
- (2) 酒類を提供しているバー・パブ（レストラン等の酒類提供スペースも含む）の閉鎖（現状期限 8/11、期限延長の可能性あり）
- (3) ゲームセンター、公衆浴場、フィットネスセンター、遊楽場（スケート場、ボーリング場、ビリヤード場、映画館等）、パーティールーム、クラブ、ナイトクラブ、カラオケ、麻雀店、エステ・ネイルサロン、マッサージ店、クラブハウス等の営業停止（現状期限 8/11、期限延長の可能性あり）
- (4) 公共の場での集合制限 2人まで
（現状期限 8/11、期限延長の可能性あり）
- (5) 屋内外の公共の場所及び公共交通機関利用時のマスク着用の義務付け
（現状期限 8/11、期限延長の可能性あり）
- (6) 香港政府公務員の在宅勤務、及び民間企業への在宅勤務の奨励
（現状期限 8/9、期限延長の可能性あり）
- (7) 屋外レジャー施設、屋内スポーツ施設、図書館、博物館等の公共施設、及びテーマパーク（ディズニーランド、オーシャンパーク）の閉鎖（期限未定）
- (8) 全ての幼稚園、小中学校、特殊学校の夏休みを7月13日から前倒し
（新学期の開始予定 8/17、但しオンライン授業が中心）



写真：集合制限下の駅の様子

3. 香港国家安全維持法について

香港国家安全維持法は、6月30日に中国の全人代常務委員会にて全会一致で可決された後、同日23時に香港にて公布・施行されました。香港での審議は無いままの公布であり、全文も公布時に初めて公表されました。

同法の内容について詳しい言及は避けようと思いますが、以下のような点が懸念されているのは周知の事実と言えそうです。

- (1) 4つの犯罪行為（国家分裂罪、国家政権転覆罪、テロ活動罪、外国または域外勢力と結託し国家安全に危害を加える罪）、域外・外国人等適用範囲等の規定が抽象的かつ広範であること
- (2) 香港当局の法執行手続きにおいて、保釈制限、パスポート提出や出国制限、電子メッセージの削除、検閲や秘密監視等の強力で広範な権限が付与されていること
- (3) 同法施行と共に香港に設置された「国家安全維持公署」の管轄権行使による実質的な中国中央政府の介入

公布・施行日の翌日7月1日のデモ活動に対する警察の取り締まりでは、「スローガンを叫んだり旗などを掲げたりする行為は、国家分裂または国家政権転覆等の意図に該当する可能性あり」との警告旗が使用され、実際に「香港独立」の文字が書かれた旗や印刷物を所持していたことを理由に、同法違反による初めての逮捕者が出ました。

香港では、昨年の6月からデモ活動が頻発・過激化していましたが、この7月1日を最後に大きなデモ活動は起きていません。今年に入ってからデモ活動の縮小は新型コロナウイルスの感染拡大によるところが大きいのも事実ですが、今回の同法の公布・施行がこれまでのようなデモ活動を封じ込めていくことは確かと言えそうです。

4. 終わりに

香港の昨年からのトピックスは、「デモ」、「新型コロナウイルス」、「香港国家安全維持法」が主なものとなりますが、ウイズコロナやアフターコロナを考えると、残るのは「香港国家安全維持法」であり、同法とどのように向き合っていくかが今後の焦点となりそうです。

ただ、私の周りのビジネスマンは、今後同法の運用状況や判例等の解釈には十分に注意を払っていく必要がありますが、メディアなどの業界を除き一般的なビジネスの世界においては直接的に影響を受けることは少ないのではないかと、という見方が大半です。特に現在中国本土にも拠点がある企業の方が、「いくら変わっても香港が中国本土以下になることはない」と言われていたことがとても印象的でした。

（山口銀行香港駐在員事務所 松本好弘）

【参考文献】

- ・香港衛生防護センター「Latest situation of COVID-19(as of 2 August 2020)」
- ・在香港日本国総領事館
 - 「新型コロナ（その 45：香港政府の防疫措置再強化）」(2020 年 7 月 14 日)
 - 「新型コロナ（その 47：香港政府の防疫措置再強化 2）」(2020 年 7 月 20 日)
 - 「新型コロナ（その 48：香港政府の防疫措置の延長・強化）」(2020 年 7 月 23 日)
 - 「新型コロナ（その 50：香港政府の防疫措置の強化）」(2020 年 7 月 28 日)
 - 「新型コロナ（その 51：香港政府の防疫措置：飲食店分野規制の変更と政府公務員の自宅勤務延長）」(2020 年 7 月 30 日)
 - 「新型コロナ（その 52：香港政府の防疫措置の延長）」(2020 年 8 月 4 日)
- ・The Daily NNA 香港&華南版
 - 「新学期はオンラインで予定通り開始、教育局」(2020 年 8 月 5 日)